

小金井市国民健康保険データヘルス事業業務委託（単価契約）プロ  
ポーザル実施要領

1 目的

本事業は、健康・医療情報を活用したデータ分析や保健事業の評価分析を行い、これに基づいた効果的かつ効率的な保健事業を実施することで、被保険者の健康増進・医療費の増加抑制を図ることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 件名

小金井市国民健康保険データヘルス事業業務委託（単価契約）

(2) 業務内容

仕様書（案）のとおり

(3) 履行期間

契約確定日の翌日から令和7年3月31日まで

(4) 予算額（見積限度額）

令和5年度予算額0円

令和6年度予算額25,806千円（税込）（債務負担行為）

※ 上限額を超えた提案は無効とします。

(5) 支払方法

毎月払い、または業務完了後一括払い

(6) 履行場所

保険年金課事務室等

3 選定方式等

公募型プロポーザル方式

4 参加資格条件

参加希望申請の提出日から、契約締結の期間において、以下の要件を満たすこと。

- (1) 「東京電子自治体共同運営電子調達サービス」における物品買入れ等競争入札参加資格を有する者で、申請先自治体に「小金井市」の登録がなされていること。又は現に登録がない者で、本件契約手続き開始までに「東京電子自治体共同運営電子調達サービス」により入札参加資格審査申請を行い、申

請先自治体に「小金井市」の登録を行うことができる者であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 小金井市から指名停止措置を受け、指名停止期間中でないこと。
- (4) 小金井市契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (6) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更正手続開始の申立てをしているとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしているとき、手形又は小切手が不渡りとなっているとき等。）にないこと。
- (7) 過去5年（平成30年度から令和4年度）において、履行が完了している小金井市又は他官公庁の保健事業に関する同種の業務実績があること。

## 5 選定の日程

	期日等	備考
実施要領等の配布	1月5日（金）～ 1月15日（月）	小金井市ホームページ及び保険年金課窓口にて、実施要領等を配布する。
参加希望申請期限	1月15日（月）	「参加希望申請書」（様式1）を郵送又は持参で、期限までに、保険年金課に提出すること。参加に際しては、必ず、仕様書（案）を参照すること。
資格審査結果通知	1月18日（木）	郵送にて発送
内容等への質疑	1月22日（月） の午後5時まで	質問書（様式2）を電子メール、ファクシミリ、郵送又は持参にて受け付ける。その回答は、1月26日（金）（予定）に、電子メールにて全者に行う。
企画提案書等の提出	2月2日（金）の 午後5時まで	郵送又は持参で、期限までに、保険年金課に提出すること。
審査（書類審査、プレゼンテーション及び	2月15日（木）	審査の日時及び場所については、参加意思確認書の提出事業者に対して通知する。

ヒアリングによる審査)		審査結果については、2月21日(水)に通知する。
契約締結	3月上旬(予定)	

## 6 参加希望申請書の提出について

- (1) 提出書類：小金井市国民健康保険データヘルス事業業務委託(単価契約)プロポーザル参加希望申請書(様式1)
- (2) 提出期限：令和6年1月15日(月)午後5時まで
- (3) 提出方法：必要事項を記載し、押印の上、郵送又は直接窓口へ持参
- (4) 提出先：「14 問合せ先」のとおり

## 7 質問書の提出について

- (1) 提出書類：小金井市国民健康保険データヘルス事業業務委託(単価契約)に関する質問書(様式2)
- (2) 提出期限：令和6年1月22日(月)午後5時まで
- (3) 提出方法：電子メール、ファクシミリ、郵送又は持参  
※電子メール及びファクシミリの場合は、送付後に電話にて一報すること。
- (4) 提出先：「14 問合せ先」のとおり
- (5) 質問回答：令和6年1月26日(金)予定  
※ 回答は、担当部署において取りまとめ、電子メールにて全者宛てに一括して回答する。(個別回答は行わない。)

## 8 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

様式番号	提出書類の名称	規格	提出部数
任意様式	企画提案書	A4、16枚以内	7部 (記名1部、無記名6部)
任意様式	見積書(税抜・税込)	A4、単価×予定数量	
様式3	会社概要及び類似業務実績	A4	
様式4	実施体制及び業務責任者実績書	A4	

### ア 企画提案書の項目

- ① 本業務に係る類似業務実績や体制について

- ② 医療費等分析業務について
- ③ 後発医薬品差額通知事業について
- ④ 医療機関受診勧奨通知事業について
- ⑤ 治療中断者受診勧奨通知事業について
- ⑥ 健診未受診者受診勧奨通知事業について
- ⑦ 糖尿病性腎症重症化予防事業の効果測定について
- ⑧ 糖尿病性腎症重症化予防指導業務について
- ⑨ 重複受診者等適正受診指導業務について

#### イ 見積書について

見積書の作成にあたっては、別表見積内訳表に記載の予定数量に各々見積もった単価額を乗じた金額の合計により算出すること。なお、別表見積内訳表に記載の項目の他に提案がある場合には、項目を追加しても差し支えありません。ただし、全ての項目の合計が「2業務の概要」の(4)の額を超える提案は無効となります。

なお、税込額は、各項目で算出された金額を合計し、その金額に10%を加算（小数点以下切捨て）した額を記載するものとする。

- (2) 提出期限：令和6年2月2日（金）午後5時まで
- (3) 提出方法：郵送又は直接窓口へ持参
- (4) 提出先：「14 問合せ先」のとおり

## 9 プロポーザル審査方法

- (1) 書類審査
- (2) プレゼンテーション及びヒアリングによる審査

#### ア 所要時間

- ① 準備5分程度
- ② 企画提案プレゼンテーション30分程度
- ③ 企画提案ヒアリング20分程度

#### イ 内容

提出した資料を用いてプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

#### ウ 参加人数

3人までとする。

- (3) その他

ア 審査は、非公開とする。

イ あらかじめ定められた審査基準に基づき、審査委員会で公正な審査を行

い、第1受託候補者及び第2受託候補者を選定する。ただし、総得点が第1位又は第2位であっても仕様書に沿わない場合や、得点が著しく低い審査項目がある場合は、第1受託候補者又は第2受託候補者を選定しないことがある。

ウ 参加者が1者であった場合も審査は実施することとし、審査委員会委員による合計評価点の平均が4.5点以上であった場合は、参加事業者を第1受託候補者として選定する。

エ プレゼンテーション時、プロジェクター及びスクリーンは当市が準備したものを使用できるが、パソコン等は参加者において準備すること。

オ プレゼンテーション及びヒアリングに参加しない場合は、失格とする。ただし、交通機関等の事故等真にやむを得ない理由がある場合は、速やかに保険年金課（14 問合わせ先）に連絡すること。

## 1.0 審査委員会

次の構成による審査委員会を設け、第1受託候補者と第2受託候補者を選定する。

審査委員長 市民部長

審査委員 保険年金課長、健康課長、健康課保健師

### 1.1 審査基準

審査基準については別に定める。

### 1.2 審査結果

審査結果は、令和6年2月21日（水）に、提案書を提出した全者に郵送にて発送する。候補者に選考されなかった参加者は、審査結果の通知があった日の翌日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。説明を求められたときは、説明を求めることのできる最終日の翌日から起算して10日（閉庁日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

### 1.3 その他

(1) 参加者提出資料が次のいずれかに該当する場合、当該参加者提出資料を無効とする。

ア 本実施要領の規定に違反した記載がされているもの

- イ 虚偽の内容が記載されているもの
- ウ 見積書の通貨が日本円で記載されていないもの
- エ その他、設定した条件を満たしていないもの

- (2) 参加者から提出された書類等は、知的財産権に関する法的保護の観点から、参加希望申請書及び企画提案書の表題部分を除き返却する。(ただし、契約相手方となることが予定される者については、この限りではない。)
- (3) 小金井市が、本委託業務のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得て提案書の内容を無償で使用できるものとする。提出された書類は、選定を行う作業において必要な範囲で複製を作成することがある。なお、提案書類等は小金井市情報公開条例に基づき公表されることがある。
- (4) 小金井市が提供する資料は、小金井市の許可なく公表及び目的外に使用することはできない。
- (5) 参加に際して要した費用は、参加者の負担とする。
- (6) 提出後の企画提案書等の修正又は変更は原則としてできない。
- (7) 企画提案書等の表記は日本語とし、通貨も日本円とする。
- (8) 第1受託候補者が契約までに、参加資格等を喪失した場合や、契約に際して事故がある場合は、第2受託候補者を第1受託候補者とする場合がある。
- (9) 本業務委託の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。選定後には、第1受託候補者と委託者は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下「交渉」という。)を行う。この交渉がまとまらない場合は、第2受託候補者に選定された者と交渉を行うこととする。
- (10) 本プロポーザルによって決定した事業者との契約は、原則として、令和11年度末までの随意契約の予定とする。ただし、本契約は単年度毎の契約であるため、履行状況が良好でない場合や市の政策変更、国の制度変更等により、次年度以降契約を行わない場合がある。
- (11) 市ホームページ(入札契約情報)に掲載している「業務委託契約書(約款)」、「小金井市競争入札等参加者心得」及び「小金井市契約における暴力団等排除措置要綱」の内容を熟知のうえ参加すること。
- (12) 契約保証金の取扱い

契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結時に納付しなければならない。ただし、小金井市契約事務規則第47条第

2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

1 4 問合せ先

郵送送付先：〒184-8504 小金井市本町六丁目6番3号

小金井市市民部保険年金課国民健康保険係

電話：042-387-9833

FAX：042-384-2524

メールアドレス：s030499@koganei-shi.jp

別表見積内訳表

項目	予定数量	単価額(円)	見積額
レセプト等データベースの作成業務	384,000 件		
医療費等分析業務	1 式		
後発医薬品差額通知業務	14,400 通		
医療機関受診勧奨通知業務			
①対象者リスト作成	1 式		
②通知文書作成	1 式		
③通知文書送付	200 通		
④効果分析	1 式		
治療中断者受診勧奨通知業務			
①対象者リスト作成	1 式		
②通知文書作成	1 式		
③通知文書送付	200 通		
④効果分析	1 式		
健診未受診者受診勧奨通知業務			
①対象者リスト作成	1 式		
②通知文書作成	1 式		
③通知文書送付	3,000 通		
④受診後結果通知文書作成	1 式		
⑤受診後結果通知文書送付	3,000 通		
糖尿病性腎症重症化予防事業の効果測定業務	1 式		
糖尿病性腎症重症化予防指導業務			
①募集資料作成・勧奨業務	100 件		

②面談（初回）	30回		
③面談（初回以外）	60回		
④電話指導	150回		
⑤情報提供	150回		
重複受診者等適正受診指導業務			
①対象者リスト作成	1式		
②通知文書作成	1式		
③通知文書送付	300件		
④参加勧奨・日程調整	300件		
⑤対象者への指導	100件		
⑥対象者への電話指導	100件		
⑦効果分析（面談不参加者分）	1式		
⑧効果分析（事業評価）	1式		
合計			